

新潟市立小中学校の適正配置基本方針（案）

～より良い教育環境をめざして～

目 次

はじめに	1
1 学校の現状	2
(1) 少子化の進展	2
(2) 適正規模化の必要性	2
2 学校適正配置の基本的な事項	4
(1) 新潟市教育ビジョン	4
(2) 地域の合意	4
(3) 通学の安全確保	4
(4) 通学区域（学校区）と地域コミュニティ	4
(5) 適正規模について	5
3 基本方針	11
4 協議の進め方	13
5 その他	15
参考資料	17

はじめに

新潟市教育委員会では、「新潟市教育ビジョン」に基づき、学校と地域を結ぶ地域教育コーディネーターを配置するなど「学・社・民の融合による教育」を進めています。

学校は、子どもたちが明るい将来を築いていくために、学力・体力を身に付け、心の豊かさや集団性・社会性をはぐくむ大切な場であるとともに、地域の皆さんにとっても文化やコミュニティの中心として重要な役割を担っています。

しかしながら、本市の児童生徒数は長期間に渡り減少を続けており、この傾向が今後も継続すると見込まれることから、子どもたちのために教育効果の向上と教育環境の整備を図る上で、学校の適正配置が大きな課題となっています。

このようなことから、教育委員会は、学校適正配置について新潟市立学校適正配置審議会に諮問し、平成22年4月に、適正規模などの基本的な考え方や、適正配置の進め方などが示された答申をいただきました。

この「基本方針」は、審議会の答申をもとに、子どもたちにとって望ましい学校のあり方や、地域（通学区域）の皆さんと協議を始める範囲と進め方についてまとめたものです。

教育委員会は、子どもたちが生き活きと学校生活を送れるよう、より良い教育環境について地域の皆さんと十分に協議を行っていきたいと考えています。

1 学校の現状

(1) 少子化の進展

新潟市の児童生徒数は、第2次ベビーブーム（昭和46～49年）に生まれた子どもたちが小学校4年生から中学校1年生になる昭和59年度に約10万6千人であり、その後は社会状況の変化の下、さまざまな要因で減少し、平成23年度には約6万3千人になっており、平成29年度には約5万9千人になる見込みです。

この間に児童生徒数は約4万3千人、学校数は10校減少し、1校あたりの平均児童生徒数は、昭和59年度の約590人から平成23年度には約370人になり、約220人減少しています。

これまでの推移から、児童生徒数の減少傾向はさらに継続すると考えられ、小規模校も増加していくものと予想されます。

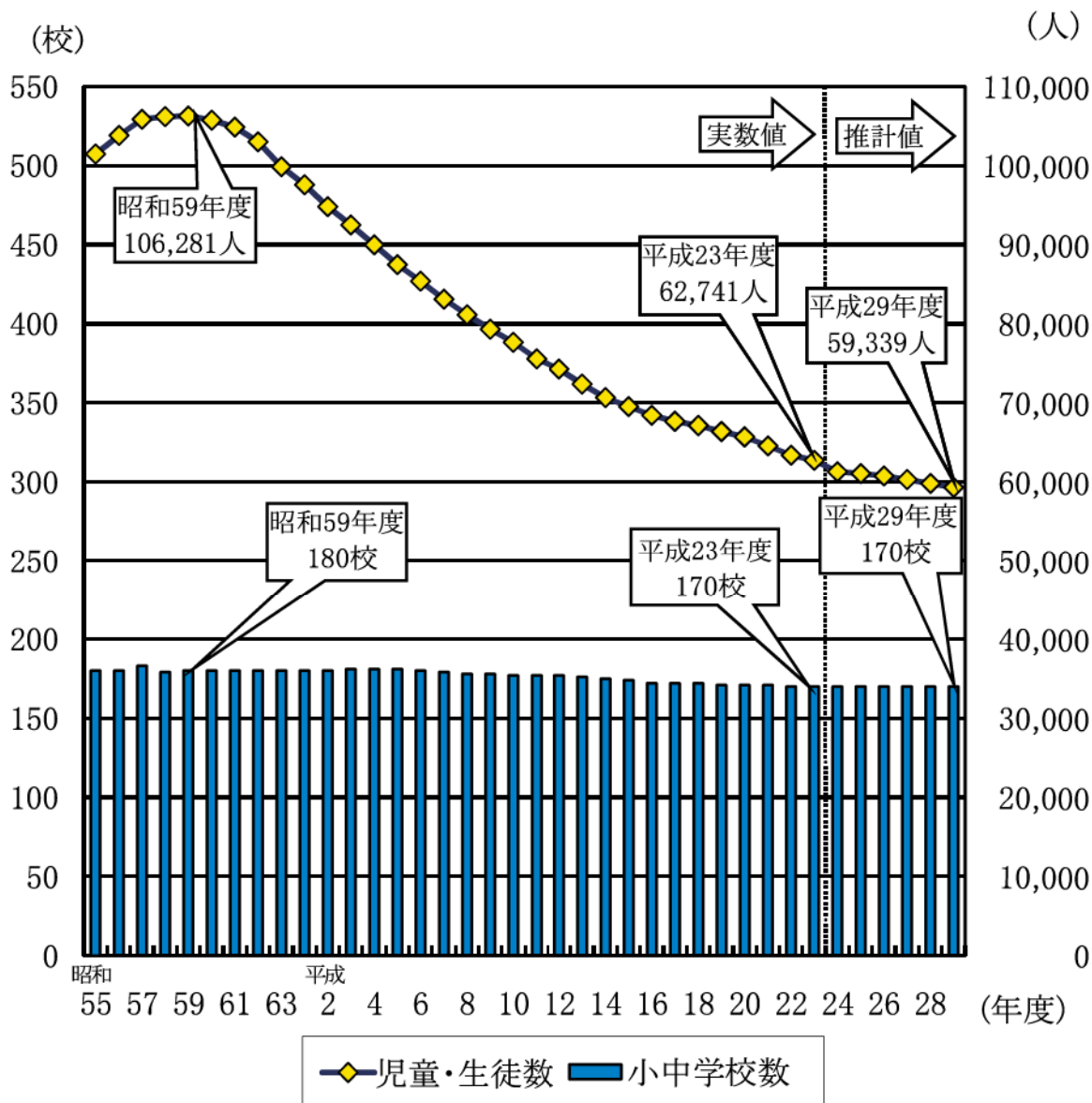
(2) 適正規模化の必要性

新潟市は、「教育ビジョン」に掲げる「学力・体力に自信を持ち、世界と共に生きる心豊かな子ども」をはぐくむことを目指して、教育施策を進めています。

子どもたちにとって学校は、確かな学力・たくましく生きるための体力を身に付けるとともに、自分とは違ういろいろな個性に出会い、多様な考え方に触れ、豊かな心や集団性・社会性をはぐくむことができる環境であることが望ましいと考えます。

少子化が進展する中で、未来を担う子どもたちにとって、できるだけ公平で良好な教育効果が得られる教育環境を確保していく必要があります。

新潟市の児童生徒数と学校数の推移



2 学校適正配置の基本的な事項

(1) 新潟市教育ビジョン

新潟市は、世界と共に育ち、自然環境と調和し、地域と共に育つ政令市を目指してさまざまな施策を進めています。新たな政令指定都市づくりの中で、教育委員会は、平成18年に「新潟市教育ビジョン」を策定しました。

この「教育ビジョン」では、次代の新潟市を担う人材として、また、国際社会の一員として自覚と責任を持って生きることができる「学力・体力に自信を持ち、世界と共に生きる心豊かな子ども」をはぐくむことを目指しています。

教育委員会は、「教育ビジョン」の施策として、本市の子どもたちがより良い教育を受けられるよう、学校の適正規模化を実現するため学校適正配置を進めています。

(2) 地域の合意

新潟市では「教育ビジョン」に基づき、学校を核として「学・社・民の融合」による人づくり、地域づくり、学校づくりを総合的に進めています。

学校は、教育施設であると同時に、地域のシンボルであり、文化や伝統をはぐくむ地域づくりの場にもなっています。

また、災害時には避難所として利用される施設です。

このように、学校は地域と密接に関わっているため、学校の適正配置には、地域（通学区域）の皆さんの合意が大前提です。

(3) 通学の安全確保

国の通学基準は、おおむね小学校4km以内、中学校6km以内となっています。

小中学校へはなるべく歩いて通学できることが望ましいと考えますが、適正配置を行うことで通学距離が長くなる場合は、通学の安全・安心について特に配慮します。

(4) 通学区域（学校区）と地域コミュニティ

本市では、住所により就学する学校を指定しています。現在の学校区は、学校の規模や通学の距離・安全性をはじめ、歴史的な経緯や河川などの地理的な条件に加え、自治会などの地域活動にも考慮して設定しています。学校区は、地域コミュニティ協議会をはじめ、いろいろな団体や地域の皆さんの活動単位となっていますので、できるだけ現在の学校区を基本として、望ましい教育環境を確保していくこととします。

(5) 適正規模について

本市の望ましい小中学校の適正規模は、審議会の答申を踏まえ検討した結果、以下のとおりとします。

小学校の適正規模：12学級以上24学級以下

中学校の適正規模：9学級以上18学級以下

ア 適正規模についての考え方

子どもたちは、ある程度の人数がいて、多様で豊かな人間関係が経験できる活気ある環境の中で切磋琢磨し、未来に向かって互いに成長していくことが望ましいです。

また、公教育を行う上で、子どもたちにとって公平で良好な教育環境を創ることも大切です。

学校規模によるいろいろなメリットとデメリットを「教育環境」「指導体制」「学校運営」の3つの視点から検討し、子どもたちにとって望ましい教育環境となるように小中学校の適正規模を定めます。

イ 学校の規模による傾向（メリット・デメリット）

学校の規模により、子どもたちや教員、学校にどのような傾向があるのか以下のとおりまとめてみました。（資料3 参照）

小規模校と大規模校の比較

		小規模校	大規模校
メリット	教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの数が少ないため、教職員の目がよく行き届き、個人への指導が行いやすくなります。 ・一人ひとりの子どもの活躍の場が増えて、集団への所属感や自分が周りの役に立っているという意識を持ちやすくなります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの出会いからさまざまな経験ができ、忍耐力や包容力を身に付ける機会に恵まれやすくなります。 ・クラス替えにより人間関係を再構築することができます。
	指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・全教員が子どもの能力や個性を理解し、いろいろな場面で適切な指導が行いやすくなります。 ・少人数で小回りが利くため、体験活動などが行いやすくなります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校では、技能教科の教員が適切に配置され、専門的な指導が行いやすくなります。 ・学校内の教員同士で教科の研修や悩み事の相談が行いやすくなります。
	学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域からの支援・協力が得られやすく、地域に根ざした教育が行いやすくなります。 ・学校や地域、親同士のつながりが強くなりやすくなります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事などで組織力を生かしたダイナミックな教育活動を展開できます。
デメリット	教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人数が少ないので多様な意見に触れることが少なく、自分の考えを持ったり、見直したりするきっかけがつかみにくくなります。 ・1学年1学級になるとクラス替えができないため、人間関係の固定化につながりやすくなります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人数が多すぎると子どもたちと教員の関係が希薄になりやすく、教員は、子どもたちを深く理解することが難しくなります。 ・静かで落ち着いた生活環境ができあがりにくくなります。
	指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・学年内の教員数が少ないと校務の相談や分担が行いにくくなります。 ・教員の配置が少なく、中学校では、専門教科以外の教員から指導を受ける場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員は、共通理解に基づいた意思統一が難しく、指導や取組の徹底が図りにくくなります。 ・人数が多いため、小回りが利かず、柔軟な対応ができにくくなります。
	学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が少ないため、学校行事などで保護者の負担が大きくなります。 ・教員が出張などで不在の際、代替りの教員による授業が組みにくい場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級数が多くなると、特別教室の確保が難しくなり、教育活動に支障をきたす場合があります。 ・一人あたりのスペースが少なく、子どもたちの活動が制約されやすくなります。

適正規模校との比較

小規模校	適正規模校でできること	大規模校
できる	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の子どもを深く理解することができます。 ・一人ひとりの活躍の場が多く設定できます。 ・個人に十分な指導が行えます。 ・全校活動が容易に行えます。 ・指導方法などで教員の意思統一が図りやすくなります。 ・学校、地域、親同士のつながりができやすくなります。 ・特別教室などの学校施設が十分に利用できます。 	工夫が必要
工夫が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・社会性、忍耐力、包容力が身に付きます。 ・競い合いによる学力の向上が期待できます。 ・学校内の教員同士で教科の研修や悩み事の相談ができます。 ・学級の中で複数の班が編成できます。 ・複数の委員会を組織し、活発な運営が行えます。 ・さまざまな部活動が活発に行えます。 ・中学校では、教科ごとに適切な人数の教員が配置されます。 	できる
できない *1い	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての学年でクラス替えができます。 	
工夫が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員がまとまって、効果的、創造的な指導体制の構築が行いやすくなります。 ・教職員の多忙感が比較的少なくなります。 ・生徒指導部や各種委員会など学校の運営組織を、効果的に編成しやすくなります。 ・登下校時の通学指導が行いやすくなります。 	工夫が必要

(*1 中学校では5学級以下の場合)

小規模校は、人数が少ないことで落ち着いた環境となりやすく、学校生活全般において教職員の目がよく行き届くようになります。しかし、1学年1学級になるとクラス替えができなくなるため人間関係が固定化され、協調性や社会性を身に付ける機会が少なくなったり、教職員の配置が少ないために教職員の多忙化が進み、子どもと向き合う時間が少なくなるといった課題が生まれてきます。

また、大規模校では、さまざまな人間関係を経験することで心の成長が期待できますが、全員が活躍できる場面は少なくなります。

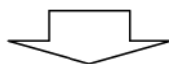
このように、学校の規模により教育上のメリットとデメリットがあります。小規模校では行いやすいことが、大規模校では行いにくい、またその反対もあります。さまざまな教育効果が得られやすい適正規模の確保は、子どもたちの教育環境を考える上で大切なことです。

ウ 望ましい学校規模

(7) 教育環境の視点

小規模校は、教職員の目が行き届き、温かみのある教育ができます。また、子どもが少なく学年を越えた活動が増えるため、上級生は年下を思いやる気持ちが生まれやすくなる良い面があります。しかし、ずっと同じ人間関係であることから、多様な意見に触れることが少なく、協調性や社会性が身に付きにくいことがあります。また、学習活動の中で個性の伸長や意欲を引き出しにくいということがあります。

小規模の中学校から高校に進学した際、さまざまな地域から生徒が集まる環境の中、対応の仕方や人間関係に悩む心配があります。



学校内で環境の変化を作りだし、さまざまな経験ができるよう、クラス替えが可能な学校の規模が望ましい。

大規模校では、たくさんの児童生徒の中でいろいろな考えに触れることができます。複数の小学校から進学する中学校では、小学校で出会えなかった同学年の生徒、先輩、先生という関係の中で、さまざまな場面に対応できる応用力や社会性を身に付ける機会が多くあります。

しかし、人数が多いため子どもたちと教員の関係が希薄になりやすく、信頼関係を築くことが難しくなる心配があります。また、静かで落ち着いた環境にならない場合があります。



子どもたちが競い合い互いに成長でき、子どもたちも教員もお互いに顔が分かり、信頼関係を築きやすい規模が望ましい。

(4) 指導体制の視点

小規模校では、教員が子どもの能力や個性を良く理解しやすく、いろいろな場面で適切な指導が行えます。また、全校や複数学年で行う活動や学習の場が設定しやすい良い面があります。しかし、教員の数が少ないため、校内での授業の共同研究や指導方法の相談が十分に行えない環境になります。また、授業以外の校務量が増え、子どもと接する時間が少なくなります。

中学校では、教科によって専門の教員が配置できない場合があります。



教員間で授業の共同研究や指導方法の相談ができる規模が望ましい。特に中学校では、すべての教科に専門の教員が配置できる規模が望ましい。

大規模校は、学校内の教員同士で教科の研修や相談ができます。また、中学校では、教員の人数が多いため、指導できる部活動の種類が増え、子どもたちは興味がある部活動を選択しやすくなります。しかし、教員同士の共通理解に基づいた意思統一が難しくなりやすく、指導や取組が徹底しない場合があります。また人数が多くなりすぎると、教員が、子どもたちを深く理解し、指導することが難しくなります。



教員同士の意思統一が図りやすく、子どもと教員が向き合い、個々の子どもをよく理解できる学校規模が望ましい。

(ウ) 学校運営の視点

小規模校では、家庭や地域からの支援・協力が得られやすく、地域に根ざした教育が行いやすい一方、PTAや学校行事での保護者の負担が大きくなります。

また、教員が出張などで不在の際、代替りの教員による授業が組みにくい場合があります。



保護者の負担が過大にならず、教員が出張や研修で学校を不在にする場合でも、子どもたちへの授業や指導ができる規模が望ましい。

大規模校では、学校行事など組織力を生かしたダイナミックな教育活動を展開できます。また、いろいろな特技や専門性を有する教職員が多いので、学校運営に多様な活動を取り入れることができます。

しかし、学級数が多くなると、音楽室や理科室など特別教室の割り当てが難しく、教育活動に支障をきたす場合があります。また、子ども一人あたりのスペースが少なく、子どもたちの活動が制約される場合があります。



特別教室の割り当てが無理なくでき、十分なスペースがある安心して過ごせる規模が望ましい。

エ 新潟市の適正規模

3つの視点を基に学校規模によるメリット・デメリットを整理し、望ましい小中学校の目安となる適正規模を定めます。適正規模は学級数で表します。

(7) 小学校の適正規模

小学校の適正規模は 12学級以上24学級以下 とします。

小学校は、子どもたちが互いに学びあうことができ、人間関係が固定化しないようクラス替えができる規模が望ましいです。また、教員同士で授業の研究や相談ができる環境を考慮すると、各学年2学級以上になる12学級以上が必要です。

子どもと教員が向き合い互いに良く理解でき、特別教室の割り当てが円滑に行える各学年4学級となる24学級までは、学校運営上適正です。

(イ) 中学校の適正規模

中学校の適正規模は 9学級以上18学級以下 とします。

中学校は、9学級以上で技能教科に1人ずつ教員が配置され、教員間の協力も円滑に行えます。

また、この規模になると部活動の選択肢が広がり、部活動を通して築かれる人間関係の大切さや達成感などを得る機会が増えます。

生徒と教員はお互いの顔が分かり、十分な教育効果が得られる規模として、各学年6学級までの18学級までが適正です。またこの規模であれば、特別教室の割り当てなど学校運営も円滑に行うことができます。

オ 小規模校と大規模校

適正規模に達しない学級数の学校を小規模校とし、適正規模を超える学級数の学校を大規模校とします。

(7) 小学校

小学校の
小規模校は 11学級以下
大規模校は 25学級以上 とします。

(イ) 中学校

中学校の
小規模校は 8学級以下
大規模校は 19学級以上 とします。

3 基本方針

すべての小中学校は適正規模であることが望ましいと考えます

(適正規模：小学校 12～24 学級，中学校 9～18 学級)

子どもたちが公平で良好な教育環境で学べるよう、すべての小中学校は適正規模であることが望ましいと考えます。

適正配置を進めるにあたっては、小規模校は統合を基本に、大規模校は分離新設や通学区域の変更、増築などで対応することとしますが、学校や地域にはさまざまな状況がありますので、それぞれの学校の実状に応じて協議します。

地域の合意のもとに進めます

学校は教育施設であるとともに、地域コミュニティの拠点となっており、地域の皆さんにとって学校の適正配置は大きな課題です。

学校適正配置については、学校の現状や将来の姿について地域（通学区域）の皆さんと十分意見交換を行い、地域の合意のもとに進めていきます。

緊急性の高い学校から協議を始めます

小規模校の中でも複式学級など著しく小規模な状況が継続する学校や、小規模化が急速に進む学校、また大規模校の中でも教室の不足が見込まれる学校など、学校適正配置を進める緊急性の高い学校から協議を始めます。

また、適正配置の検討について要望が強い地域や、校舎の老朽化など、施設の安全を確保するため整備が必要な場合は、優先して協議を始めます。

現在の通学区域（学校区）を基本に考えます

学校教育では、通学区域（学校区）を単位とした地域コミュニティ協議会をはじめ、いろいろな団体や地域の皆さんに参画・協力をいただいています。

学校適正配置では、地域の一体性に配慮し、できるだけ現在の小中学校の通学区域（学校区）を基本に考えます。

特に合併前の旧町村の地域では、学校を中心とした地域の結びつきが強いものと思いますので、その地域から学校が全くなくなることがないように方策も含め、地域の皆さんと検討していきます。

地域の実状を考えながら協議します

学校は、地域の歴史や文化をはぐくみ、地域活動の拠点として利用されるなど、学校ごとにさまざまな状況がありますので、それぞれの地域の実状に応じて、小中一貫校やフリー学区制なども含めて地域の皆さんと協議します。

また、小規模校では、適正配置が実現するまでの間、隣接校との連携を高め、デメリットを補うよう努めます。

これらの基本的な考え方のほか、以下の事項に留意して適正配置を進めます。

- ・地域の皆さんには、学校の状況や将来の姿について情報の提供を行います。
- ・学校が統合する場合は、統合後の学校教育・運営がスムーズになるよう学校同士の交流活動を行うなど、児童生徒や保護者の負担ができるだけ少なくなるよう配慮します。
- ・統合により通学区域が広がり通学距離が長くなる場合、スクールバスを導入するなど通学の安全に配慮します。
- ・学校適正配置や校舎の大規模な改築を実施した場合、10年程度はその後の推移を見守り、慎重に対応します。

4 協議の進め方

基本方針に基づき、学校適正配置について地域（通学区域）の皆さんと協議を進めていきます。

【手順の例】

(1) 情報の提供

教育委員会がまず、地域の皆さんに児童生徒数の推移や今後の推計などをお知らせします。

(2) 地域検討会の設置

地域には「検討会」を作ってください、今後の学校のあり方について検討をお願いします。教育委員会は、合意形成に向けた手助けをさせていただきます。

(3) 合意形成後は、地域の皆さんの合意内容により、以下のように進めます。

ア 小規模校

(ア) 統合の場合

相手校の地域の皆さんと一っしょに協議を進めます。

(イ) 他の方策の場合

選択された方策について、さらに協議を進めます。

以下に示す方策を進めるにあたっては、地域と学校、教育委員会が協力して教育環境の向上に向けて努力していくことが必要です。（資料4 参照）

○ 小中一貫校（資料5 参照）

小中一貫校は、小中学校を一つの大きな枠組みと捉え、9年間を見通した教育プログラムのもと指導を行うものです。

小学校と中学校の教育を一貫して行うことにより、小学校から中学校への環境の変化が緩和され、中一ギャップの解消につながると言われています。

本市では、旧町村単位に学校を残すための一つの方策として小中一貫校を考えることとします。

○ フリー学区制（資料5 参照）

フリー学区制は、居住している学校区以外にある学校を選択して通学できるものです。

本市では、住所により就学する学校を指定していますが、学区外就学制度の中で、一部の地域では、指定校以外の他の特定の学校を選べることを認めています。

フリー学区制は学校を選択できるようになりますが、学校と地域のつながりが希薄になるなど課題もあります。

適正配置を進める中で、地域がフリー学区制を希望する場合は、現在の学区外就学制度の中で弾力的に対応することを検討します。

○ 学校間連携の強化（資料5 参照）

学校の適正配置が実現するまでの間、隣接した学校と連携し、さまざまな活動を合同で行うことで、小規模校のデメリットを補った教育環境を確保しようとするものです。

本市では、中学校区を基本に、教育課程や学習環境、学校生活に連続性を持たせ、小中学校の教員が互いに協議したり、生活指導・生徒指導上の情報を交換したりするなど、小中学校の連携を推進しています。

イ 大規模校

(ア) 分離新設の場合

施設の整備を含めた新設校開校の協議を進めます。

分離新設にあたっては、新設した学校ともとの学校が、将来にわたって適正規模にあることが見込まれることや、用地が容易に確保できること、また、増築や通学区域の変更で対応できない場合の方策とします。

(イ) 通学区域の変更の場合

相手校の地域の皆さんと一っしょに協議を進めます。

(ウ) 増築の場合

施設整備に向けて、協議を進めます。

(エ) 他の方策の場合

選択された方策について、さらに協議を進めます。

○ フリー学区制（資料5 参照）

選択できる学校の地域の皆さんと一っしょに協議を進めます。

5 その他

教育委員会で学校の適正配置を検討する場合は、毎年度5月現在の子どもの人数から算出した6年後までの推計値を用いることとします。

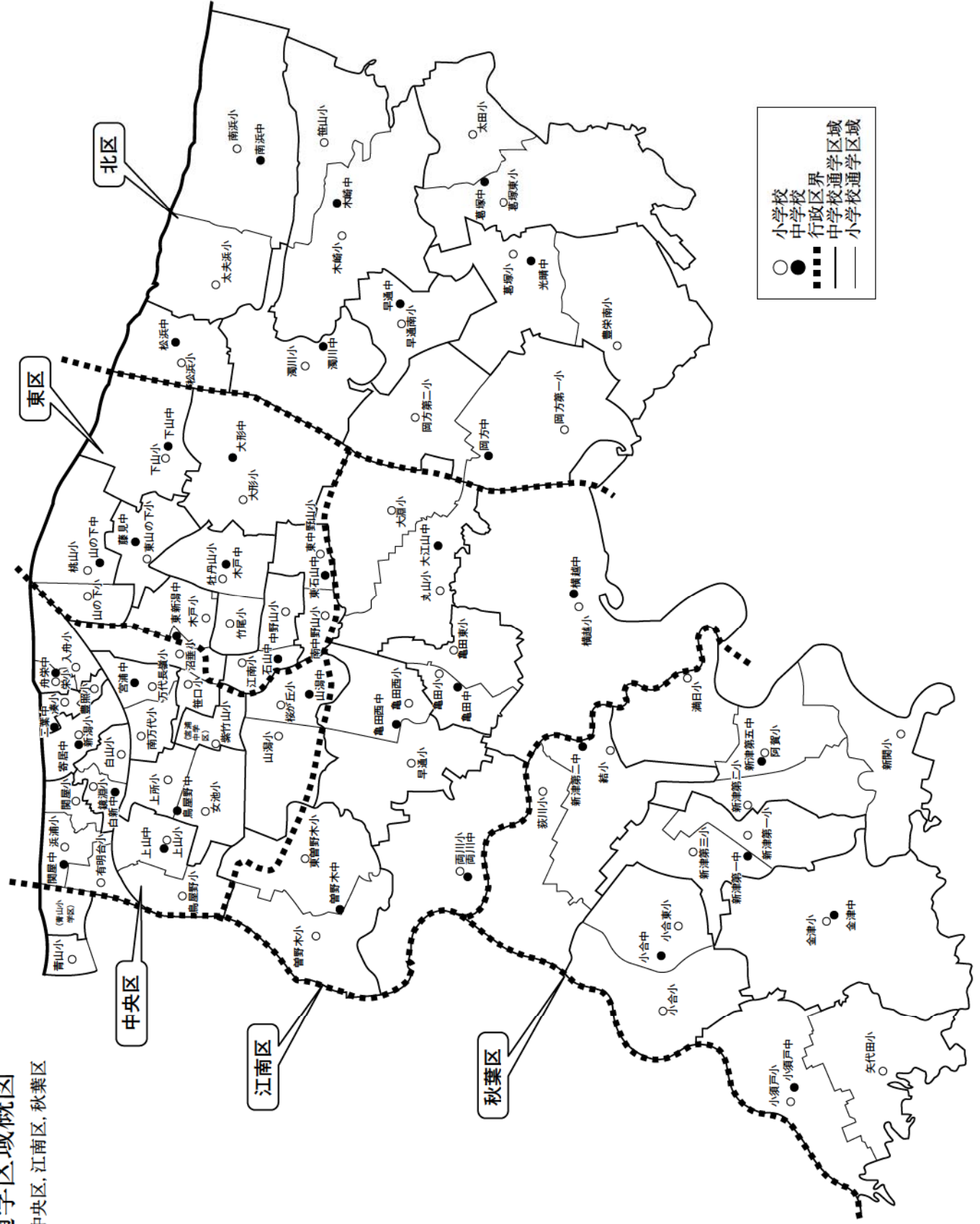
この基本方針は、国や県の制度が変更になった場合や、社会状況の変化などにより必要に応じて見直すこととします。

参 考 資 料

- 資料 1 小中学校通学区域概図
- 資料 2 小中学校の学級数別一覧表（平成23年度，平成29年度推計）
- 資料 3 小規模校，大規模校のメリット・デメリット
- 資料 4 地域，学校，教育委員会の取組
- 資料 5 小中一貫校，フリー学区制，学校間連携について
- 資料 6 学校適正配置関連法令

小中学校通学区区域概図

(1)北区, 東区, 中央区, 江南区, 秋葉区



小中学校の学級数別一覧表(平成29年度推計)

※小中学校とも通常学級をあらわしています。

小学校	113校
25学級以上	6校
12～24学級	51校
11学級以下	56校

中学校	57校
19学級以上	4校
9～18学級	30校
8学級以下	23校

小学校名	児童数
------	-----

中学校名	生徒数
------	-----

【小学校】学級数

新通小	1,121	33
大形小	980	28
鳥屋野小	964	27
東山の下小	911	26
牡丹山小	855	25
紫竹山小	787	24
亀田東小	798	23
上山小	751	22
上山小	700	21
上所小	753	20
坂井輪小	690	19
結小	684	18
結小	684	17
中野山小	570	16
亀田小	589	15
東青山小	593	14
巻北小	555	13
松浜小	515	12
松浜小	515	11
南方代小	500	10
南方代小	541	9
西内野小	532	8
江南小	479	7
江南小	543	6
沼垂小	451	5
沼垂小	454	4
真砂小	416	3
坂井東小	415	2
坂井東小	402	1
立仏小	411	0
立仏小	403	0
青山小	323	0
青山小	311	0
赤塚小	279	0
赤塚小	276	0
竹尾小	275	0
竹尾小	287	0
有明台小	250	0
有明台小	250	0
丸山小	223	0
丸山小	223	0
味方小	199	0
味方小	199	0
早通小	182	0
早通小	170	0
中之口東小	142	0
中之口東小	130	0
庄瀬小	93	0
庄瀬小	93	0
湯東東小	77	0
湯東東小	74	0
笠木小	65	0
笠木小	52	0
釜山小	50	0
釜山小	38	0
越前小	43	0

【中学校】学級数

新通小	1,121	33				
大形小	980	28				
鳥屋野小	964	27				
東山の下小	911	26				
牡丹山小	855	25	小針中	916		
紫竹山小	787	24				
亀田東小	798	23				
上山小	751	22				
上山小	700	21				
上所小	753	20				
坂井輪小	690	19				
結小	684	18				
結小	684	17				
中野山小	570	16	宮浦中	637	亀田中	623
亀田小	589	15				
東青山小	593	14				
巻北小	555	13				
松浜小	515	12				
松浜小	515	11				
南方代小	500	10				
南方代小	541	9				
西内野小	532	8				
江南小	479	7				
江南小	543	6				
沼垂小	451	5				
沼垂小	454	4				
真砂小	416	3				
坂井東小	415	2				
坂井東小	402	1				
立仏小	411	0				
立仏小	403	0				
青山小	323	0				
青山小	311	0				
赤塚小	279	0				
赤塚小	276	0				
竹尾小	275	0				
竹尾小	287	0				
有明台小	250	0				
有明台小	250	0				
丸山小	223	0				
丸山小	223	0				
味方小	199	0				
味方小	199	0				
早通小	182	0				
早通小	170	0				
中之口東小	142	0				
中之口東小	130	0				
庄瀬小	93	0				
庄瀬小	93	0				
湯東東小	77	0				
湯東東小	74	0				
笠木小	65	0				
笠木小	52	0				
釜山小	50	0				
釜山小	38	0				
越前小	43	0				

小規模校、大規模校のメリット・デメリット

		小規模校	大規模校
メリット	教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの数が少ないため、教職員の目がよく行き届き、個別の指導が行いやすくなります。 ・一人ひとりの子どもの活躍の場が増えて、集団への所属感や自分が周りの役に立っているという意識を持ちやすくなります。 ・子どもは、安定した人間関係の中で、安心した学校生活を送りやすくなります。 ・学年を越えた活動が多くなるため、上級生と下級生の人間関係が築きやすく、年下の者を思いやる気持ちが生まれやすくなります。 ・一人あたりの学習スペースや教具・器具などを比較的確保しやすくなります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの出会いからさまざまな経験ができ、忍耐力や包容力を身に付ける機会に恵まれやすくなります。 ・さまざまな班編成やクラス対抗の競い合いができ、大人数で力を合わせることで、感動や達成感が得られやすくなります。 ・人数が多いことから、さまざまな活動を通して切磋琢磨しやすくなります。 ・クラス替えにより人間関係を再構築することができます。 ・中学校では自分がやりたい部活動が選択でき、個人の資質や能力を発揮しやすくなります。
	指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・全校又は複数学年での活動や学習の場の設定が行いやすくなります。 ・全教員が子どもの能力や個性を理解し、いろいろな場面で適切な指導が行いやすくなります。 ・少人数で小回りが利くため、体験活動などが行いやすくなります。 ・中学校では、部活動などにおいて、個々の技能や能力に応じた細かい指導が行いやすくなります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校では、技能教科の教員が適切に配置され、必要な時に専門的な指導が行いやすくなります。 ・学校内の教員同士で教科の研修や悩み事の相談が行いやすくなります。 ・いろいろな特技や専門性を有する教職員がいることから、多様な活動を取り入れやすくなります。
	学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域からの支援・協力が得られやすく、地域に根ざした教育が行いやすくなります。 ・学校や地域、親同士のつながりが強くなります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事などで組織力を生かしたダイナミックな教育活動を展開できます。

		小規模校	大規模校
デメリット	教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人数が少ないので、多様な意見に触れることが少なく、自分の考えを持ったり、見直したりするきっかけがつかみにくくなります。 ・広い人間関係での協調性や社会性を身に付けにくくなります。 ・子ども同士の競い合いが少ないため、忍耐力や向上心が育ちにくくなります。 ・図書館の蔵書が少ないため、読みたい本や、調べ学習の資料がない場合があります。 ・1学年1学級になるとクラス替えができないため、人間関係の固定化につながりやすくなります。 ・班編成や委員会の活動が行いにくくなります。 ・中学校では部活動の種類が少なく、選択が限られます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習活動や学校行事などで、全員の活躍の場をつくるのが難しくなります。 ・人数が多すぎると子どもたちと教員の関係が希薄になりやすく、教員は、子どもたちを深く理解することが難しくなります。 ・校外学習を行う場合、人数が多いため移動が難しく、地域のひととのふれあい体験の場が設定しづらくなります。 ・静かで落ち着いた生活環境ができあがりにくくなります。
	指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・学年内の教員数が少ないと校務の相談や分担が行いにくくなります。 ・教員一人あたりの事務量が増え、放課後等子どもの指導に時間がとりにくくなります。 ・教員の配置が少なく、中学校では、専門教科以外の教員から指導を受ける場合があります。 ・中学校では複数の学年の授業を持ちテストを作成することがあるため、教科研究や指導が困難になります。 ・中学校では複数の学校の授業を持つことがあり、指導が困難になることがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員は、共通理解に基づいた意思統一が難しく、指導や取り組みの徹底が図りにくくなります。 ・人数が多いため、小回りが利かず、柔軟な対応ができにくくなります。 ・登下校時の安全対策が十分に行き届かなくなります。
	学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が少ないため、学校行事などで保護者の負担が大きくなりやすいです。 ・教員が出張などで不在の際、代替りの教員による授業が組みにくい場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級数が多くなると特別教室の確保が難しくなり、教育活動に支障をきたす場合があります。 ・行事の時などに水飲み場やトイレなど不足することがあります。 ・一人あたりのスペースが少なく、子どもたちの活動が制約されます。

地域、学校、教育委員会の取組

小規模校のデメリットを補うため、地域の皆さんと学校、教育委員会が協力し、教育環境の向上に向けて努力することが必要です。

1 地域の取組

- ・地域の伝統行事や社会体験活動など、子どもが活躍できる場の設定
- ・学校活動への支援、協力
- ・運動会や文化祭など学校行事への積極的な参加
- ・コミュニティ協議会や育成協議会との連携による、子どもたちが取り組める活動の企画
- ・学校、保護者、地域の皆さんが意見交換を行う連絡会の運営

2 学校の取組

- ・地域の伝統行事などへのより積極的な参加
- ・教育活動の地域と学校による情報共有と、学校からの情報発信
- ・2学年合同体育や、小集団でスポーツを行うための工夫
- ・全校縦割りや複数学年による学習の推進
- ・オープンスクールなどの実施による、子どもたちの発表の場の設定

3 教育委員会の取組

- ・地域との交流活動を行う際の移動手段の確保
- ・小集団でスポーツを行う場合に必要な教具の予算化（例：ミニサッカーのゴール）
- ・学校への交流活動など実践例の紹介や、実施案へのアドバイス
- ・小規模校の特性を活かした指導方法習得のための研修の実施

小中一貫校，フリー学区制，学校間連携について

	小中一貫校	フリー学区制	学校間連携
概要	<p>小中一貫校は、小中学校を一つの大きな枠組みと捉え、9年間を見通した教育プログラムのもとと指導を行うものです。小学校と中学校の教育を一貫して行うことにより、小学校から中学校への環境の変化が緩和され、中一ギャップの解消につながると言われています。</p>	<p>フリー学区制は、居住している学校区以外にある学校を選択して通学できるものです。</p> <p>本市では、住所により就学する学校を指定していますが、学区外就学制度の中で学校を選べる制度として、地域的学区外就学を一部の地域で認めています。</p> <p>学校を選択できるフリー学区制は教育環境の向上が期待できますが、学校と地域のつながりが希薄になるなど課題もあります。</p>	<p>隣接した学校とさまざまな活動を連携して行うことで、規模校のデメリットをある程度補った教育環境を確保しようというものです。</p> <p>本市では中学校区を基本的に教育課程や学習環境、学校生活に連続性を持たせた教育を進めています。</p> <p>小・中学校の教員が互いに協議したり、生活指導・生徒指導上の情報を交換したりするなど、小・中学校の連携を推進しています。</p>
種類(例)	<p>1 施設分離型(連携型) 既存の校舎はそのまま、教員や児童生徒が学校間を移動して授業を受けたり、交流したりする形態。</p> <p>2 併設型 小学校と中学校を同じ敷地に併設し、小学生在が中学校で授業を受けたり、教員が互いに乗り入れて授業を行ったりする形態。</p> <p>3 一体型 小学校と中学校が同じ校舎とともに学校生活を送り、9年間の一貫した学習や活動を行う形態。</p>	<p>1 全市域が対象の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 全方向型 市内すべての学校を選択できます。 双方向型(隣接型) 隣接の学校を選択できます。 一方向型 全市から通える特定の学校を設定します。 <p>2 全市より狭い地域の場合(区や複数の中学校区単位)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全方向型 ブロック内を1学区としてすべての学校を選択できます。 双方向型(隣接型) 隣接の学校を選択できます。 一方向型 ブロック内のすべての地域から通える特定の学校を設定します。 <p>3 特定の学校を限定する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 双方(隣接型) 特定の学校の間で隣接校を選択できます。 一方向 特定する学校同士で、1つの学校を選択できます。 	<p>1 連携の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校同士の連携は、同じ中学校区内の連携を基本とします。 中学校同士の連携は、隣接する中学校と検討することとします。 小学校と中学校の連携は、中学校区で検討することとします。 <p>この連携が強まることで、小中での一貫した教育への発展が期待できます。</p>
効果と課題	<p>[効果]</p> <ul style="list-style-type: none"> 9年間継続した指導ができ、系統的、専門的な学習ができます。 幅広い年齢の児童生徒の中で、多様な人間関係を築くことができます。 小学校から中学校への環境の変化が少ないことから、中一ギャップの解消につながります。 児童生徒の発達段階に合わせ、継続性のある生活指導を行うことができます。 9学年合同の活動を行う中で、上級生が下級生を思いやる気持ちは育まれます。 小学校の高学年と中学生が合同して部活動を行うことができます。 	<p>[効果]</p> <ul style="list-style-type: none"> 魅力ある学校づくりが積極的に行われるようになります。 人気がある学校に児童生徒が集まりやすくなります。 人間関係に悩みがある場合、別の学校を選択できます。 学校区に関係なく、自宅から最も近い学校に通うことができます。 中学校を選ぶことで部活動の選択の幅が増え、希望する部活動で力が発揮できます。 	<p>[効果]</p> <ul style="list-style-type: none"> 人数が増えることで、集団やチームを形成して行う競技ができます。 共同で学習を進めることにより多様な考えや意見に触れることが多くなります。 運動会や合唱発表会を合同で行うことで、豊かな感性が育ち、感動や達成感が得られやすくなります。 他校の児童生徒から刺激を受け、自己を見直す機会が増えます。 連携校との授業交流ができ、教員の指導力が向上します。 小・中連携では、中一ギャップの解消につながります。 中学校では、合同で部活動を行うことで選択の幅が増えます。

	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年内の顔ぶれが9年間変わらないため、人間関係が固定化する場合があります。 ・人間関係が壊れた場合に、新たな気持ちで人間関係を構築する機会が少なくなります。 ・体格差が大きくなるため、階段の段差や水道の蛇口の高さなど施設面での対応が必要になります。 ・一体型の場合、小学校の卒業と中学校の入学という自分の成長を実感できる場面に代わるものを用意する必要があります。 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の導入では、対象地域の合意が必要でです。 ・風評や伝統、特色などで児童生徒教に偏りが出て、新たな小規模校を生む場合や、小規模校はさらに小規模化が進む場合があります。 ・地域の自治会や子供会など、子どもを通じた地域と学校との関係が希薄になりやすく、地域に根ざした教育が行いにくくなります。 ・学校ごとの児童生徒教の将来推計が困難になり、計画的な学校運営が難しくなります。 ・希望者が多いため人数調整が必要な場合は、希望する学校に就学できないことがあります。 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画の中に、交流活動の時間を設定することが困難です。 ・教職員間で生活指導や生徒指導の打ち合わせが必要になります。 ・合同授業を行う場合、授業の進め方を連携校と調整する必要があります。 ・学校間の移動に時間がかかるため、他の活動に支障が出る場合があります。 ・移動のスクールバスなど経費や事務の負担が増えます。 ・人数が増えることによる机、椅子、実験器具など備品等を確保する必要があります。
--	--	---	--

学校適正配置関連法令（抜粋）

学校教育法

（学校設置基準）

第 3 条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

（小学校設置義務）

第 3 8 条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

（準用基準）

第 4 9 条 ــــــــــــــــ第 3 8 条ــــــــــــــــまでの規定は、中学校に準用する。

学校教育法施行規則

（学級数）

第 4 1 条 小学校の学級数は、1 2 学級以上 1 8 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

（分校の学級数）

第 4 2 条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、5 学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

（準用基準）

第 7 9 条 第 4 1 条から第 4 9 条まで、ــــــــــــــــの規定は、中学校に準用する。この場合において、第 4 2 条中「5 学級」とあるのは「2 学級」と読み替えるものとする。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

（学級編制の標準）

第 3 条 公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を 1 学級に編制することができる。

2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の1学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る1学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	1学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	40人（第1学年の児童で編制する学級にあつては、35人）
	2の学年の児童で編制する学級	16人（第1学年の児童を含む学級にあつては、8人）
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級	8人

（学級編制）

第4条 公立の義務教育諸学校の学級編制は、前条第2項―――の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- (2) 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。

2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

発行 新潟市教育委員会 教育総務課 企画室
〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
電話:025-226-3178 ファックス:025-230-0401
URL : http://www.city.niigata.jp/info/kyoiku_somu/top/
E-mail: somu.ed@city.niigata.lg.jp